

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 23 日

各 都 道 府 県 衛 生 主 管 部 （ 局 ） 御 中
各 地 方 厚 生 （ 支 ） 局 麻 薬 取 締 部 （ 支 所 ） 御 中

医 薬 局
監 視 指 導 ・ 麻 薬 対 策 課

「濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量について」に係る質疑応答について

令和 6 年 12 月 12 日から施行される麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号）第 2 条における、同条各号に掲げる物の区分に応じて、濫用による保健衛生上の危害が発生しない Δ 9—THC の量にかかる各区分の解釈について、先般、「濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量について」（令和 6 年 10 月 4 日付け医薬監麻発 1004 第 3 号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知）を发出いたしました。

今般、この解釈にかかる別添「製品区分に係る質疑応答」を作成しましたので、御活用いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。